

TMB ニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 25 年 1 月 28 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当：
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

平成 25 年度税制改正 【贈与税改正案】

3. 暦年贈与の税率改正

平成 27 年 1 月 1 日以後、贈与により取得する財産に係る贈与税について適用

		現行	改正案	
			一般	20 歳以上の者への直系尊属からの贈与
税率構造	200 万円以下	10%	10%	10%
	200 万円超 300 万円以下	15% - 10 万円	15% - 10 万円	15% - 10 万円
	300 万円超 400 万円以下	20% - 25 万円	20% - 25 万円	20% - 30 万円
	400 万円超 600 万円以下	30% - 65 万円	30% - 65 万円	20% - 30 万円
	600 万円超 1,000 万円以下	40% - 125 万円	40% - 125 万円	30% - 90 万円
	1,000 万円超 1,500 万円以下	50% - 225 万円	45% - 175 万円	40% - 190 万円
	1,500 万円超 3,000 万円以下		50% - 250 万円	45% - 265 万円
	3,000 万円超 4,500 万円以下		55% - 400 万円	50% - 415 万円
4,500 万円超	55% - 640 万円			

4. 相続時精算課税制度の適用要件

平成 27 年 1 月 1 日以後、贈与により取得する財産に係る贈与税について適用

	現行	改正案
受贈者の範囲	推定相続人(子)のみ	20 歳以上の推定相続人である子及び孫
贈与者の年齢要件	65 歳以上の父母	60 歳以上の父母又は祖父母

5. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

受贈者（30 歳未満に限る。）の教育資金に充てるためにその直系尊属（父母、祖父母等）が金銭等を拠出し、一定の金融機関に信託等をした場合には、受贈者 1 人につき 1,500 万円までは贈与税を課さない（学校等以外の支払は、500 万円を限度）
 その他制度概要

教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管 孫等が 30 歳に達する日に口座等は終了
 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に拠出されるものに限り適用

終了時の取り扱い（受贈者が 30 歳に達した日）

(イ)残額がある場合には、残額部分に贈与税課税 (ロ)受贈者が死亡した場合には、贈与税課税なし

6. 特別障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税措置の拡大（平成 25 年 4 月 1 日以後の贈与について適用）

- 適用対象者 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医の判定により中軽度の知的障害者とされた者及び精神障害者保健福祉手帳に障害等級が 2 級又は 3 級である者として記載されている精神障害者を追加
- 非課税限度額 上記(1)の者に係る非課税限度額を 3,000 万円とする
- 信託契約の終了時期 特別障害者又は上記(1)の者の死亡の日(現行 特別障害者の死亡後 6 月を経過する日)とする

7. 課税対象者の拡大（平成 25 年 4 月 1 日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産について適用）

日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得した国外財産を、相続税又は贈与税の課税対象に加える

8. 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

営農困難時貸付けの適用を受けることができる事由に、上肢又は下肢の一部の喪失等の農業に従事することが困難な故障が生じたことを加える